

平成25年5月13日

監査報告書

定款第11条の規定に基づき平成24年度の社会福祉法人長生園の会計及び業務の監査を行い次のとおり報告します。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査については、提出された各種帳簿、証憑書類等を閲覧しその記帳状況、並びに現金預金について保管状況等の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し付議された案件が適正に執行されていることを関係書類の閲覧等により確認した。

2 監査意見

- (1) 会計については、提出された社会福祉事業としての本部会計、養護老人ホーム長生園会計、特別養護老人ホーム長生園会計、長生園老人短期入所事業会計、ケアハウス長生園会計、デイサービスセンター長生園会計、グループホーム幸せの里会計、ヘルパーステーション長生園会計、公益事業としての長生園居宅介護支援事業所会計、社会福祉法人長生園診療所会計等の財務諸表について、各会計帳簿に記載された各種原始記録と照合検討をしたところ、いずれも正しく記帳されていたことを認めます。
- (2) 会計単位間、経理区分間の資金移動が発生するときは、書面にて内部確認を得ること。
- (3) 業務監査については、理事の業務について当初の業務計画による事業実施状況を検討し、適正に執行されていたことを認めます。
- (4) 実習等の受け入れ時期について、感染症の発生しやすい時期をできる限り避けて受け入れること。

3 入所者の預り金保管状況

- (1) 預金、現金の入出金等については、入出金伝票により適正に処理されていることを認めます。

以上、平成24年度の社会福祉法人長生園の事業報告、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、及び事業活動収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正であると認めます。